

Root WiMAX 重要事項説明書

下記の事項を十分にお読みください。

電気通信事業者 割賦販売業者の連絡先 (契約当事者)	株式会社ストエネ (旧：株式会社グランデータ) 電気通信事業者登録番号[A-02-17942] 〒171-0021 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 カスタマーセンター ナビダイヤル 0570-070-336 (携帯電話・PHSからもご利用いただけます。) 受付時間 10:00～18:00 (定休日：年末年始) WEB サイトからもお問合せいただけます。 (https://grandata-service.jp/contact/)
Root WiMAX 契約約款 個品割賦販売契約約款 (Root WiMAX 用)	掲載 URL： https://grandata-service.jp/terms/

1. ご契約にあたって

- お客様は、株式会社ストエネ（以下「当社」といいます。）が提供する Root WiMAX サービス（以下「Root WiMAX」といいます。）を利用する場合、当社との間で以下の契約を締結するものとします。

契約種別	サービス名	対象約款
回線契約	Root WiMAX	Root WiMAX 契約約款
割賦販売契約	機器端末※	個品割賦販売契約約款（Root WiMAX 用）

- ※「11. 利用可能な端末機器について」に定める機器端末のうち、「納品書 兼 ご契約内容確認書」にて当社がお客様に通知した端末を指します。
- 民法 548 条の 2 で定める定型約款の合意について、当社が定める「Root WiMAX 契約約款」を当社とお客様が締結する回線契約の内容とし、また当社が定める「個品割賦販売契約約款（Root WiMAX 用）」を当社とお客様が締結する割賦販売契約の内容とすることに合意頂きます。なお、当社は、「Root WiMAX 契約約款」又は「個品割賦販売契約約款（Root WiMAX 用）」を変更する場合には、あらかじめ「変更後の内容」および「変更の効力発生日」を、一定期間当社の WEB サイトに掲載することでお知らせします。
 - 必ずご利用になる地域のサービス提供状況をご確認のうえ、お申し込みください。
※サービス提供エリアは、当社サービスサイトよりご確認ください。 (<https://grandata-service.jp/wimax/>)
 - Root WiMAX は 18 歳未満の方に ご契約いただくことはできません。
 - ご契約時に登録いただいた電話番号・メールアドレス宛てに当社よりご連絡させていただくことがございますが、お客様とご連絡がつかない場合は、利用停止させていただくことがあります。
 - ご契約内容（名義・住所・連絡先等）に虚偽の記述があった場合は、契約解除となることがあります。

2. サービス提供開始日

お客様が Root WiMAX にお申し込み後、Root WiMAX 通信網の設定を完了した日をサービスの提供開始日とします。

3. ご契約のキャンセル・返品について

- Root WiMAX へお申し込みいただき、回線の開通手続きが完了した後の取消（キャンセル・返品）はいかなる場合におきましても一切お受けできませんのでご了承ください。取消（キャンセル・返品）をご希望の場合には、Root WiMAX をご解約いただく必要があり、36 か月以内に Root WiMAX の解約をされた場合、端末機器に関する商品代金の残債分を通信サービスの解約月の利用料金に合算して請求いたします。 具体的な算出方法については「15. 端末購入（分割払い）について」をご参照ください。
※ただし、初期契約解除制度、クーリング・オフ制度に該当するお客様が、当該制度を利用する場合は、上記の限りではございません。
- お申し込みいただき、回線の開通手続きが完了した後、サービスをご利用になるエリアが提供エリア外であった場合も、サービスのキャンセル・返品はできません。

4. ご契約情報の変更・解約について

- ご契約情報の変更について
お客様のご契約情報は、当社カスタマーセンターで変更いただくことができます。
お引越などで、住所・連絡先に変更があった際には、必ずお手続きいただきますようお願いいたします。
- ご契約の解約について
回線契約を解約する際は、当社カスタマーセンターにてお電話で承ります。
なお、その際には、ご本人様の確認として、「お客様名」「お客様住所」「お客様携帯電話番号」を確認させていただきます。
- サービス提供開始日を含む月を 1 か月目とした 36 か月目末日までに回線契約が理由の如何を問わず終了（解約または解除を含みます。）した場合、当該終了時をもって割賦販売契約も終了とし、割賦販売契約に基づく端末代金残債額のすべてを、回線契約の解約日が属する期間の利用料金に合算して請求いたします。 具体的な算出方法については「15. 端末購入（分割払い）について」をご参照ください。

5. 初期契約解除制度について(個人名義で契約のお客様のみ適用)

- ご契約いただいた Root WiMAX が利用可能になった日または「納品書 兼 ご契約内容確認書」をお客様が受領した日のいずれか遅い日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により回線契約（料金プランを変更する場合は、その変更を内容とする契約とします。以下同じとします。）の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。この効力は書面を発した時に生じます。
- 初期契約解除を行った場合は、次のとおり取扱います。
◆**新規契約の場合**
・回線契約により発生した登録料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び契約解除までに提供を受けた Root WiMAX 利用料をご請求します。回線契約に基づき当該料金以外の金銭等を受領している場合、当該金銭等をお客様に返還します。
・オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除と同時に解約されます。
・初期契約解除を適用した場合、各種割引等は無効となります。
・お客様が回線契約の締結と同時に当社から購入した端末機器（ケーブル、個装箱、取扱説明書及びその他全ての付属品等）は、初期契約解除後速やかに当社指定の場所へご返却いただくことをもって、割賦販売契約についても初期契約解除を準用することができます。詳細条件は、「【別紙】端末返還特約」をご参照ください。ご返却内容に欠品がある場合、端末料金の残債を一括でご請求させていただく場合がございます。
なお当社の届出媒介等業務受託者で、端末購入の場合は、購入先にお問い合わせください。
- 本契約を特定できる事項（受付番号・お客様住所・お客様氏名）を記載した書面を郵送等によりご提出ください。当該書面の提出に要する費用は、お客様にご負担いただけます。
- 初期契約解除制度については当社カスタマーセンターへお問い合わせください。
■ 送付先
〒132-0024 東京都江戸川区一之江 2-10-3 4 階
株式会社ストエネ 初期契約解除窓口

【初期契約解除申請に際する記載例】

株式会社ストエネが提供する以下の Root WiMAX の回線契約の申し込みを撤回し、契約を解除します。

申請日：20 年 月 日
受付番号：
契約者氏名：
契約者住所：

端末機器返却の有無：
端末機器本体のほか、ケーブル、個装箱、取扱説明書及びその他全ての付属品等がそろっていることを確認しました。

「Root WiMAX 重要事項説明書」内、「5. 初期契約解除制度について」の内容を確認し、承諾しました。

6. 料金のお支払いについて

- お支払い方法について
(1) 選択いただけるお支払い方法は、クレジットカードまたは口座振替となります。
(2) ご利用料金のお支払いが可能なクレジットカードは日本国内発行のクレジットカードとなります。
(3) お客様のご都合により、クレジットカードまたは口座振替によるお支払いが実施できなかった場合は、払込用紙により、当社が指定する店舗でお支払いいただくことがあります。なお、ご契約後初回の発行を除き、払込用紙を発行する場合は事務手数料として 550 円（税込）をお客様にご負担いただきます。
(4) Root WiMAX のご利用料金は毎月 1 日から月末までのご利用分を翌月に請求させていただきます。ただし、当社が必要と認めるときは、月途中でも請求させていただく場合があります。
(5) 実際の引き落とし日は、クレジットカード払いの場合はクレジットカード会社によって異なります。口座振替の場合は請求月の 26 日です。
(6) 当社指定の支払期日までにお支払いが確認できない場合は、年 14.6%の延滞利息を請求させていただくほか、利用停止させていただくことがあります。また、利用停止期間中の基本使用料等の料金につきましては、請求させていただきます。
(7) ご契約中または過去にご契約のあった当社電気通信サービス(Root WiMAX 以外も含みます。)のうち、いずれかについてご利用料金等のお支払いがない場合は、全てのご契約について合わせて利用停止または契約解除させていただくことがあります。
(8) ご利用料金等（Root WiMAX 契約約款に定める、料金その他手数料等に限ります。）の請求については、当社より請求させていただきます。
(9) 請求にあたって必要な個人情報につきましては、当社より決済代行会社および業務委託先に通知させていただきます。
- 請求書について
紙面による請求書および明細は発送いたしません。毎月請求額が確定しましたらマイページにてお知らせします。

7. 契約に関わる注意事項

- 契約にあたりお客様に遵守いただく事項等は、Root WiMAX 契約約款をご確認ください。なお、遵守いただけない場合、契約を解除することがあります。
- お客様が以下の事項に該当すると当社が判断した場合、当社は 6 か月以内で当社が定める期間（お客様が当社の定める支払期限を経過してお支払いされない場合はその料金が支払われるまでの期間）、当社は Root WiMAX の提供を停止することがあります。
(1)お客様が当社の定める支払期限を経過してお支払いされない場合
(2)お客様が Root WiMAX 契約約款に違反した場合
(3)お客様が当社と契約をしているもしくは契約をしていた他の Root WiMAX 回線に係る料金その他債務またはお客様が当社と締結をしている若しくはしていたその他電気通信サービスに係る債務について、支払期限を経過してもお支払いされない場合
(4)Root WiMAX に係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明した場合
(5)その他 Root WiMAX 契約約款第 28 条（利用停止）で定める事項に該当した場合
- 前項の規定により Root WiMAX の提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間をお客様に書面または電磁的方法（電子メール及び SMS を含みます。）で通知します。
- 回線の提供を停止したのち、お客様がその事象の解消しない場合、当社はお客様に書面または電磁的方法（電子メール及び SMS を含みます。）で通知を行ったうえで、回線契約を解除することがあります。

8. Root WiMAX について

Root WiMAX には、「WiMAX+5G」があります。

サービス名称	電気通信サービスの種類
Root WiMAX	MVNO サービス

- ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の実測の速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑状況、ご利用の端末などにより通信速度が異なります。
- 電波を使用しているため、トンネル・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かない所や、サービスエリア外ではご使用になれません。また、利用中に電波状態の悪い場所に移動した場合は、通信が切れる場合があります。
- 電波の性質上、電波状態は刻々と変動します。ご利用の機器で表示される電波状況については目安としてご利用ください。
- ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。
- 迷惑メール送信防止のため、Outbound Port 25 Blocking(インターネット上への TCP25 番ポートを宛先とした通信の制限)を実施しています。メール送信の際は、587 番ポートなど、25 番以外のポートをメールソフト等に設定してご利用ください。対応状況および設定方法はメールサービスをご契約されている事業者等へお問い合わせください。
- 当社ではインターネット上でオンラインによる各種申し込み状況の確認や変更ができるサービスを提供いたします。
- インターネット接続の提供にあたり、プライベート IP アドレスまたはグローバル IP アドレスを動的に 1 つ割り当てます。
- サービス品質維持および設備保護のため、24 時間以上継続して接続している通信を切断する場合があります。
- 以下の通信モードを選択いただけます。（対応モードは端末の仕様により異なる場合があります）
WiMAX+5G サービス

	利用する方式
	WiMAX+5G 方式
スタンダードモード	○
プラスエリアモード 【オプション料金】	○

※1: スタンダードモードで WiMAX+5G 方式の通信をご利用いただく場合、月間の通信量に上限はありません。ご利用されるエリアの混雑状況により速度が低下する場合があります。

※2: 毎月 1 日より積算した WiMAX+5G 方式の合計通信量が 30GB*1 を超過した場合、それ以降月末までのプラスエリアモードでご利用いただく WiMAX+5G 方式の通信速度を 128kbps に制限させていただきます（スタンダードモードでご利用いただく WiMAX+5G 方式の通信は速度制限対象外です）。通信速度の制限は、翌月 1 日に順次解除させていただきます。

※3: ネットワーク混雑回避のため、一定期間内に大量のデータ通信のご利用があった場合、混雑する時間帯の通信速度を制限する場合があります。

16. 個人情報の利用目的について

- 届け出ていただいたお客様の個人情報については、以下の目的に利用いたします。
 - ご利用料金（ご請求・お支払等）に関する業務
 - 契約審査等に関する業務
 - 通信機器等の販売に関する業務
 - お客様相談対応に関する業務
 - アフターサービスに関する業務
 - オプションサービス追加・変更に関する業務
 - サービス休止に関する業務
 - 現行サービス、新サービス、新メニューに関する情報提供業務
 - アンケート調査に関する業務
 - 利用促進を目的とした商品、サービス、イベント、キャンペーンに関する業務
 - 新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する業務
 - サービス提供に関する施設、機器、ソフトウェアの開発、運用、管理に関する業務
 - 商品の不具合、システムの障害、サービスに係る事故発生時の調査・対応に関する業務
 - その他、契約約款等に定める目的
- KDDI 株式会社および沖縄セルラー株式会社が当社と提携して行う「auスマートバリュー」 「自宅セット割（インターネットコース）」の適用、案内等を行うため、当社はおお客様の氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している料金契約の内容および契約状況等の情報を KDDI 株式会社および沖縄セルラー株式会社と共同利用します。
また、当社は、KDDI 株式会社および沖縄セルラー株式会社に対して、お客様の上記割引適用状況を確認させていただきます。

個人情報の取扱いについて

当社は、お客様に関する情報を、当社の「個人情報の取扱いについて」にて定める範囲にて利用いたします。

個人情報の取扱いに関する詳細は、当社ホームページの「個人情報の取扱いについて」（<https://grandata.jp/privacy>）をご参照ください。

17. その他

- サービス内容は予告なく変更することがあります。
- 記載している金額は税込みです。
- 本文中に記載しているサービス名称などは一般に各社の商標または登録商標です。
- 初期契約解除制度に該当しない、または要件を満たさない個人名義でのお客様のご契約のうち、割賦購入に関するご契約については、クーリング・オフの対象となります。クーリング・オフ制度をご利用については、以下をご参照ください。

クーリング・オフに関するお知らせ

- お客様が訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、当社からお客様にお送りする法定の重要事項説明書面をお客様が受領した日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または当社ホームページのクーリング・オフの受付フォームより無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はおお客様が書面を発信した時（郵便消印日付や受付フォームの受付日時など）から発生します。
- この場合、
 - お客様は損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
 - すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
 - お客様がすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
 - お客様には電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
- 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または当社が威迫したことにより、お客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための通知がされた日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または当社ホームページのクーリング・オフの受付フォームによりクーリング・オフを行うことができます。
- 書面にてクーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ郵送ください。
名称：株式会社ストエネ 受付窓口
住所：〒132-0024 東京都江戸川区一之江 2-10-3 4 階
- 当社ホームページよりクーリング・オフを行う場合は、下記 URL よりお手続きください。
<https://grandata-service.jp/coolingoff/>

【別紙】

AC アダプタのご利用について

端末機器の充電を行う場合は、端末機器に同封されている取扱説明書に記載の A C アダプタを必ずご使用ください。

取扱説明書に記載されていない A C アダプタをご使用の場合、それに起因する全ての故障や事故は保証の対象外となります。また、それが原因で修理が必要となった場合、製品の保証期限内であっても有償修理となります。

端末返還特約

当社の Root WiMAX 契約約款に定める通常料金契約（既に締結されている通常料金契約の一部の変更を内容とする契約を含みます。以下「Root WiMAX 契約」といいます。）の申込みと同時に当社へ端末機器その他の物品（当社が本特約を適用しない旨の別段の意思表示を行ったものを除きます。以下「対象物品」といいます。）の購入に係る契約（無償で対象物品の提供を受ける契約を含みます。以下「端末売買契約」といいます。）の申込みを行う者（以下「お客様」といいます。）は、あらかじめ下記の条項に同意していただきます。なお、端末売買契約に関して、本特約に定めのない事項については、当社がウェブページ等で別途提示する条件が適用されるものとします。

（端末売買契約の解除）

第 1 条 当社は、お客様が初期契約解除制度（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 26 条の 3 に規定されている契約の解除に関する制度をいいます。）に基づき Root WiMAX 契約を解除した場合は、当該契約に付随して締結した端末売買契約を同時に解除するものとします。

（対象物品の返還等）

- お客様は、前条の規定により端末売買契約が解除された場合は、当該端末売買契約に基づき当社が引き渡した対象物品（その個装箱及び取扱説明書その他の付属品を含みます。以下同じとします。）を原状に復した上で、当社が指定する期日（以下「返還期日」といいます。）までに、当社が指定する場所へ返還していただきます。この場合、その返還に要する費は、お客様が負担するものとします。
- 当社は、前項の返還に際して、お客様が対象物品以外の私物等を同梱した場合であっても、当該私物等が当社に到着して 90 日間を経過したときは、お客様が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。
- 当社は、対象物品についてお客様から支払われた代金がある場合は、お客様から全ての対象物品が返還されたことを当社が確認した後、お客様が指定する金融機関口座への振込みにより返金します。この場合、その振込みに要する費用は、当社が負担するものとします。
- 当社は、次条の規定に基づきお客様に機器損害金の支払義務が生じた場合は、当該債務とお客様への返金額の支払債務とを対当額にて相殺するものとします。

（機器損害金の支払義務）

第 3 条 当社は、返還期日を経過してもなお対象物品が返還されない場合又は返還された対象物品に破損、汚損若しくは水濡れその他の不具合が確認された場合は、お客様に対し、下表に定める機器損害金を請求することができるものとします。この場合、お客様は、当社が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに、当社指定の金融機関口座へ当該請求額を支払っていただきます。この場合、その振込みに要する費用は、お客様が負担するものとします。

対象物品の種類		機器損害金
Root WiMAX 重要事項説明書「11. 利用可能な端末機器について」で定める端末	全て	税込 27,720 円
(2) (1)以外のもの		端末売買契約における当該対象物品の売買代金と同額

- 前項の規定によりお客様が機器損害金を支払った場合は、当該対象物品の所有権はお客様に移転します